

(提案型共同研究応募要領)



## 提案型共同研究のご案内

平成 28 年 7 月

札幌市下水道河川局

(目次)

1. 共同研究の概要 .....	1
2. 提案型共同研究事務の流れ .....	1
3. 実施計画書の内容 .....	3
4. 共同研究により取得した発明、考案に係る権利の取扱いについて .....	5
5. 共同研究内容、成果の取扱いについて .....	5

## 1. 共同研究の概要

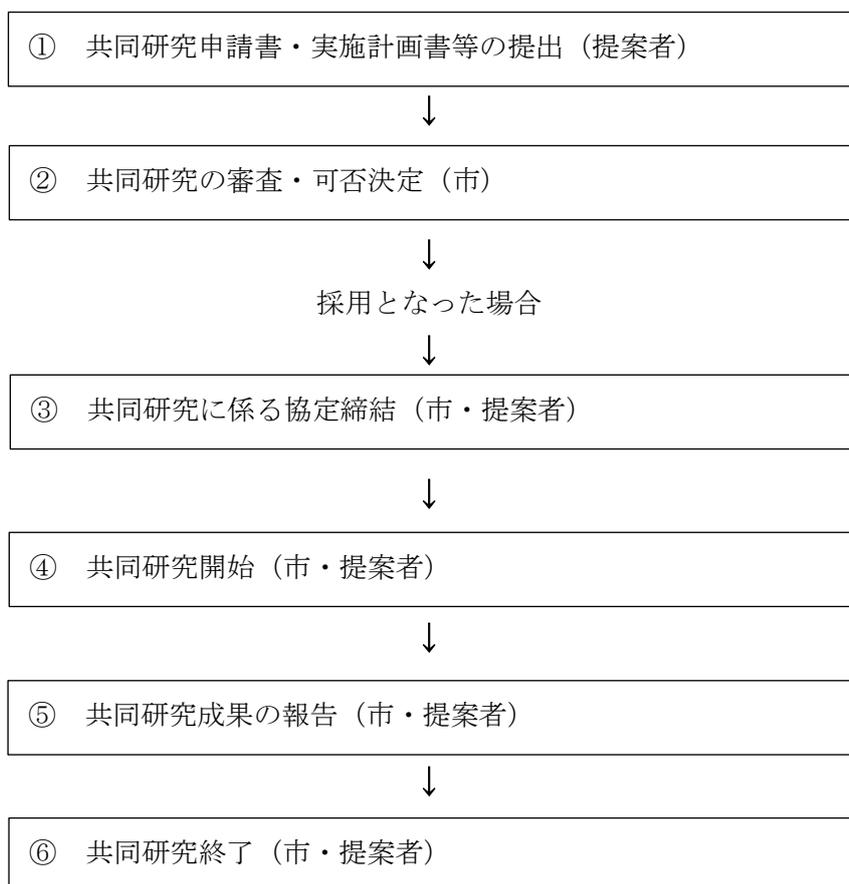
札幌市の下水道事業は、これまで都市化の進展とともに施設の整備を進めてきましたが、施設の老朽化の進行や各地で相次いで発生しているゲリラ豪雨や地震等の災害、地球温暖化対策に向けた省エネルギー、創エネルギーなどのエネルギー政策など下水道事業をとりまく環境は大きく変化してきています。

こうした環境変化に伴う課題に対応しながら下水道事業を進めていくためには、官民がそれぞれ培ってきたノウハウや情報等を活用していくことが非常に重要です。

提案型共同研究は、札幌市（以下「市」という。）が効果的かつ円滑な下水道事業の推進を図ることを目的として、外部機関の新技术や情報などを活用した技術開発等を積極的に導入するための制度です。

## 2. 提案型共同研究事務の流れ

提案型共同研究は概ね次の流れに沿って事務処理を行います。



#### ①共同研究申請書・実施計画書等の提出(提案者)

実施計画書等の提出部数は2部提出して頂きますが、あらかじめ下水道河川局事業推進部下水道計画課技術開発係と事前協議を行ってください。

共同研究申請書は「札幌市下水道技術に関する共同研究等実施要綱(以下「要綱」という。)の様式1を使用してください。実施計画書の内容は「3. 実施計画書の内容」を参照し、要綱の様式2を使用してください。

また、併せて会社定款と会社概要を提出してください。

それぞれ共同研究開発に対する技術力や組織力、経済力を確認する資料として、提案会社の創立、資本金、従業員数、業務内容とその実績及び株式上場の有無等の会社概要が分かる資料としてください。

#### ②共同研究の審査・可否決定(市)

提出して頂いた書類一式をもとに審査を行い、共同研究実施の可否を決定し、その結果を通知致します。

なお、審査前に提出頂いた内容についてヒアリングを行うことがありますのでご了承ください。

#### ③共同研究に係る協定締結(市・提案者)

共同研究開始前に協定を締結します。実施条件等は本協定に基づくこととなりますのであらかじめご了承ください。また、研究内容と業務分担については、仕様書に記載することとなりますので資料1を参考に仕様書を作成します。

#### ④共同研究開始(市・提案者)

協定を締結したら共同研究開始となります。ただし施設等の使用許可が必要な場合は別途行政財産の使用許可を得てから共同研究開始となります。

#### ⑤共同研究成果の報告(市・提案者)

共同研究が終わりましたら報告書を作成して頂き、研究成果を報告して頂きます。

なお、必要に応じて共同研究途中で経過報告をして頂く場合があります。

#### ⑥共同研究終了(市・提案者)

報告が終了しましたら、共同研究は終了となります。

### 3. 実施計画書の内容

実施計画書は要綱「様式2」の様式により、次の項目を明記してください。

- ①共同研究の課題名
- ②共同研究の目的
- ③共同研究の内容
- ④共同研究実施期間及び工程表
- ⑤共同研究の開発体制
- ⑥共同研究の開発手順
- ⑦共同研究の効果
- ⑧共同研究の実施場所
- ⑨共同研究で使用したい施設及び試料等
- ⑩共同研究を行うに当たっての類似研究の実績
- ⑪その他必要と思われる資料

なお、実施計画書の様式はA-4版とします。ただし、図面や添付資料はこの限りではありません。

#### ①共同研究の課題名

共同研究の内容を総括する課題名を記載してください。(申請書と同一なもの)

#### ②共同研究の目的

共同研究の目的を総論的に記載してください。(申請書と同一なもの)

#### ③共同研究の内容

提案者が意図している共同研究内容を市に正しく伝えるために、具体的な内容を記載してください。また、共同研究の目標も記載し、その目標実現のための共同研究事項も記載してください。

#### ④共同研究実施期間及び工程表

提案者が必要とする共同研究の期間を記載してください。なお、共同研究実施期間は原則1年となりますので、1年を超える場合は、その都度協定書を締結することとなります。

工程表は月単位かつ項目ごとに記載してください。

#### ⑤共同研究の開発体制

実施計画書に記載された共同研究の内容を実現するための組織体制を記載してください。その際は「共同研究代表者」と「共同研究担当者」を記載してください。「共同

研究代表者」と「共同研究担当者」は共同研究内容に対して十分な知識を有するとともに、それを具現化する能力を持ち合わせた方とします。

「共同研究代表者」は研究を管理、総括するもので、「共同研究担当者」は共同研究代表者のもとで担当業務を実施するものとします。

#### ⑥共同研究の開発手順

共同研究期間内に研究開発が確実に終了するための開発手順をフローチャート図等を用いて具体的に記載してください。

#### ⑦共同研究の効果

共同研究は単に技術を開発することだけが目的ではありません。開発した技術を実用化して初めて、共同研究が市の効果的かつ円滑な下水道事業の推進を図ることとなります。このため、共同研究の成果が市の下水道事業に対してどのような効果を発揮するかについて記載してください。

#### ⑧共同研究の実施場所

共同研究を実施する場所を具体的に記載してください。

#### ⑨共同研究で使いたい施設及び試料等

提案型共同研究では研究費用については原則全額提案者側が負担をして実施いたします。市としては施設・試料及びノウハウの提供や情報交換等を行い、共同研究とします。市が所有する施設及び試料等はその名称を記載してください。またその概算必要量を記載してください。

#### ⑩共同研究を行うに当たっての類似研究の実績

本共同研究と類似の研究について、過去の実績があれば記載してください。

また、本共同研究に関連した技術に関する特許権等を既に取り得ている又は申請中である場合は記載してください。

#### ⑪その他必要と思われる資料

市が提示した項目だけでは実施計画書の内容が不十分であると判断される場合は、別途項目を加えて記載してください。

#### 4. 共同研究により取得した発明、考案に係る権利の取扱いについて

本提案型共同研究の実施により発明等を得た場合には、速やかに他方当事者に通知し、当該発明等に係る産業財産権の持分について協議するものとします。

原則、産業財産権は市と共同研究者の共同出願となりますが、他方当事者から提供された技術情報、助言、援助、その他の協力によることなく単独で得た発明等にかかるものについては、これを得た者のみに帰属することとなります。

#### 5. 共同研究内容、成果の取扱いについて

共同研究の実施にあたり、共同研究の内容や成果等を共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ相互の同意を得るものとします。

また、市が必要と認めるときは、共同研究の技術知識書（共同研究者が市に提出する報告書のほか、共同研究を行っている過程で派生的に生じた技術やノウハウに関して言及しているもの）を作成し、提出して頂く場合があります。

(資料一)

提案型共同研究仕様書  
( ) に関する共同研究)

第1章 総則

1. 本仕様書は札幌市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）の間で取り交わした「\_\_\_\_\_に関する共同研究」の協定書（以下「協定書」という。）の第1条(3)の研究内容及び第3条共同研究の業務分担に関して一般的な必要事項を示すもので、本共同研究はこの仕様書に示すところによって実施するものとする。

2. 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本共同研究の細目については甲と乙の協議による。また、仕様書に示されていない事項について、本共同研究の性質上必要な調査等を行う場合も同様とする。

3. 本共同研究を遂行するにあたり、\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_を順守し、かつ共同研究に関連する各種法令を守らなければならない。

4. 乙は共同研究を行うに当たっては必要な事務手続きを行わなければならない。

5. 乙は事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の原因、経過、補償内容等について、速やかに甲の担当職員に報告しなければならない。

6. 乙は共同研究の成果を報告書にして甲に提出しなければならない。なお、報告書の部数及び様式は、甲の担当職員の指示によるものとする。

第2章 共同研究の内容

— (略) —

第3章 共同研究の業務分担

— (略) —

第4章 連絡・調整

— (略) —

第5章 その他

— (略) —